

令和7年度宮城県地域資源活用・地域連携サポート事業支援対象候補者公募要領

1 趣旨

宮城県地域資源活用・地域連携サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）では、6次産業化を含む地域資源を活用した新事業等に取り組む事業者に対し、課題解決に向けて指導・助言ができる専門家（以下「地域プランナー」という。）を派遣し、新事業等の課題解決と経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計金額をいう。）を増加するための改善計画（以下「経営改善戦略」という。）の作成及び実行を支援します。

※サポートセンターの概要について

地域資源を活用した新事業等の取組を支援するため、各都道府県に設置される相談窓口です。県の委託業務により決定された事業者がサポートセンター業務を行います。

2 支援対象候補者の資格要件

本事業による支援の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 宮城県の農山漁村の地域資源（農林水産物を含む）を活用した新事業等に取り組んでいる者、又は、取り組もうとする者であって、自らの現状と課題の把握と将来の目標が明確であり、サポートセンター及び地域プランナーの支援項目に対し主体的に取り組む意欲のある者。
- (2) 支援実施年度から目標年度（3年後から5年後までの年度において設定）までの経営改善目標を自ら掲げる者。
- (3) 原則として、対象者は県内に本社又は事業所を有する法人とする。ただし、付加価値額を算出することが可能な会計を実施している場合は、個人、任意団体についても対象とする。
- (4) 支援実施年度から目標年度の翌年度までの間、毎年、その結果を経営状況報告書（別記様式3-1及び3-2）にまとめ、県農政部農山漁村なりわい課（以下、「農山漁村なりわい課」という。）に提出することに同意する者であること。
- (5) 支援に必要な経営資料（財務諸表等）の提供が可能であること。
- (6) 県税の未納がない者であること。

3 支援内容

支援対象者が目標とする地域資源を活用した新事業の課題解決に向け、サポートセンターが地域プランナーを派遣して、以下の(1)～(4)の助言・指導を行いながら支援対象者の経営改善戦略の作成・実践を支援します。地域プランナーの派遣回数は10回程度としますが、選定される支援対象者の人数、必要とする支援内容によっては回数変動することもあります。

- (1) 現状の課題整理及び地域資源を活用した新事業等の取組に向けたビジョン策定
- (2) 地域資源を活用した新事業等に係るマーケティング戦略分野の課題整理

- (3) 商品開発、販路開拓、食品衛生管理、デジタル技術活用等の各種専門分野の課題整理
- (4) 経営改善戦略のための目標年度までの年次計画策定

4 支援対象者数

4 者程度

5 支援期間（予定）

令和7年7月から令和8年2月まで

6 経費負担

支援対象者において、地域プランナー等の派遣に係る経費負担はありません。ただし、その他に経営改善に係る必要経費については、支援対象者の負担となります。

7 申請書類

(1) 提出を要する申請書類

以下の申請書類をみやぎ電子申請サービス又は郵送により提出してください。ただし、⑤の県納税証明書は郵送してください。

みやぎ電子申請サービスの提出が難しい場合は農山漁村なりわい課までご連絡ください。

① 宮城県地域資源活用・地域連携サポート事業申請書（別紙様式第1-1号）

② 申込者調書（別紙様式第1-2号）

③ 誓約書（別紙様式第2号）

④ 添付資料

イ 法人の場合

(イ) 定款の写し

(ロ) 直近3期分の決算報告書の写し

ロ 個人の場合

直近3か年分の決算報告書又は所得税の確定申告書等の写し

ハ 任意団体の場合

(イ) 組織の代表者、出資金、規約等のわかる書類

(ロ) 経理の一元化を行っていることわかる書類

(ハ) 構成員に課税されている場合には、直近3か年分の各構成員の所得税の確定申告書等の写し。団体に課税されている場合には、直近3期分の決算報告書の写し

⑤ 納税証明書（納期限が到来した全ての県税に未納がない旨の証明を県が指示する日までに提出のこと）

(2) 申請書類の提出に当たっての注意事項

① 申請書類は、様式に沿って作成してください。

- ② 申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担となります。
- ③ 提出後の申請書類については、決定、不決定に関わらず返却はいたしませんので、了承願います。
- ④ 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

(3) 支援後に提出する資料

支援経営状況報告書（別紙様式第3-1号）及び経営改善状況調書（別紙様式第3-2号）を各決算期終了後の3ヶ月以内に農山漁村なりわい課へ提出すること。

8 選定方法及び募集期間

(1) 申請書提出から面談まで



(2) 地域支援検証委員会の審査

支援対象者を決定するため、農山漁村なりわい課が別に定めるところにより設置する

地域支援検証委員会を開催し、審査をします。

(3) 審査の主な基準

次に掲げる評価項目・評価事項について総合的に判断し、決定します。

イ 事業計画内容の妥当性

(イ) 事業の内容・目的がある程度具体性があるか。

(ロ) 経営規模に見合った事業規模となっているか。

ロ 事業実施の確実性

(イ) 事業計画の遂行に十分な意欲や能力があるか。

(ロ) 将来ビジョンや目指す数値目標が明確であるか。

(ハ) 団体又は他の事業者との連携により事業を実施する場合、役割分担は妥当か。

(ニ) 事業実施における課題、改善案を明確に認識しているか。

(ホ) 財務状況等は、事業遂行に当たって問題ないか。

ハ 事業の収益性

(イ) 事業計画に、付加価値額の増加が見込めるか。

(4) 審査結果

支援対象候補者の審査後、申請者全員に対して、速やかに決定又は不決定の結果を通知します。

9 郵送による申請書類の提出先及び事業全般に係る問い合わせ先

宮城県農政部 農山漁村なりわい課 6次産業化支援班

所在地：〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁行政庁舎10階

電話番号：022-211-2242

ファクシミリ番号：022-211-2416

E-mail：nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp